

福井県医療的ケア者グループホーム運営事業者公募要項

1 募集の目的

医療的ケアが必要な方の共同生活援助事業所（以下、「グループホーム」という）の整備を促進し、親亡き後の生活の場として、安心して生活できる機会を確保するため、医療的ケア者グループホームを運営する事業者に対し、施設整備費および施設運営費にかかる補助金を交付する。当該補助金を活用し医療的ケア者グループホームを運営する事業者を募集する。

2 募集するグループホームの概要

医療的ケアが必要な重症心身障がい者を定員の2分の1以上受け入れるグループホームでかつ短期入所事業を実施する事業所。グループホームの要件および補助内容等については、医療的ケア者グループホーム支援事業交付要綱（以下、「交付要綱」という）等で定める。

3 募集する事業所数

1 事業所程度

4 応募要件

応募することができる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項目に規定する者でないこと。
- (2) 応募申込の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 応募申込の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (5) 福井県から訴えを提起されていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 応募手続き

(1) 応募申込書類 1部 【提出期限：令和7年8月19日（火）17時】

①事業者応募申込書（様式1）

②誓約書（様式2）

③県税の納税確認に関する同意書（様式3） 1部

④申請日から2か月以内に発行された地方消費税の納税証明書（その3の3またはその3の2） 1部

⑤商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し 1部

提出方法 持参または郵送（郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること）
あわせて、電子メールでの送付も行うこと

提出先 下記「10 問合せ先」に同じ

上記により応募申込書類を提出したものについては、応募要件等を確認し、その結果を令和7年8月26日（火）までに通知する。

(2) 申請書類 【提出期限：令和7年9月16日（火）17時】

①事業計画書（交付要綱様式第1号）

②申請日までに障がい福祉サービスを提供した実績がわかる資料

※ 医療的ケア児者に対応した実績がある場合は必ず添付

10部（正本1部、副本9部）

提出方法 持参または郵送（郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること）
あわせて、電子メールでの送付も行うこと

提出先 下記「10 問合せ先」に同じ

6 オンライン説明会の開催

(1) 開催日時

令和7年7月30日（水）14時から15時（終了見込）

※Microsoft Teams によるオンライン会議を想定

(2) 申込方法

参加を希望する場合は、メールにて①参加者氏名、②メールアドレス、③確認したい内容（あれば）を記載し、令和7年7月25日（金）17時までに「10 問合せ先」電子メールアドレスに送信。

7 質問の受付および回答

事業者公募に関する質問を次の通り受付・回答する。なお、軽易な質問については、電話等で問い合わせることも可能とする。

(1) 受付期間

令和7年9月2日（火）17時まで

(2) 提出方法

質問票（様式4）により、電子メールで送信

(3) 提出先

下記「10 問合せ先」に同じ

(4) 回答方法

質問到着から順次、令和7年9月9日（火）までを目途に電子メールで回答する。また、応募申込があった者に対し、回答内容を共有する。

8 審査および事業者候補の選定等

提出された計画書等の内容について、別に定める委員会において総合的に審査した上で、事業者候補を選定する。

【委員会】令和7年9月下旬を予定 ※時間、場所等の詳細については別途連絡

(1) 審査方法

提出された計画書等の内容および、委員会における申請者によるプレゼンテーションの内容により、以下の項目について審査を行う。評価点数の総合得点により、最も評価の高かった者を候補者に選定する。（ただし、総合得点が全体の6割に満たない場合には不採用とする）

項 目		評価の観点
サービス面	入居者に関すること	受け入れる医療的ケア者の数 など
		対応可能なケアの種類、内容 など
	職員体制に関すること	専門職（資格保有者）配置の考え方 など
		職員の育成の考え方 など
	居住環境に関すること	コンセプト、設備 など
		立地、関係機関（行政、自治会、医療機関、他の福祉事業所など）との連携 など
	緊急時の対応	緊急時の体制 など
経営面	整備・運営費	費用対効果の観点 など
実現可能性	福祉事業等の実績	福祉事業、医療的ケアへの対応などの実績に基づく事業の実現可能性 など

(2) 選定の結果通知

選定結果は、申請者全員に書面により通知する。なお、審査経過については公表しない。また、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 その他

施設整備費に係る補助金の補助率および補助上限額については、令和8年度当初予算発行時において効果が生じる。また、施設運営費に係る補助金の補助率および補助上限額については、令和9年度以降の当初予算発行時において効果が生じる。

10 問合せ先

〒910-8580

福井県健康福祉部障がい福祉課地域生活支援室

TEL : 0776-20-0338

E-mail : syogai@pref.fukui.lg.jp